

(条例名称)

(仮称) 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例 (案)

【説明】

この条例は、すべての子どもが大切にされ、元気にのびのびと安心して育つことができるように、鎌倉市全体で、子どもに対して総合的に支援するために制定するものです。条例の名称は鎌倉市が子どもに関して目指すまちの姿をわかりやすく表現しました。

(前文)

すべての子どもは、限りない可能性を持っています。子ども一人ひとりが、自らの可能性に気づき、これを伸ばし、夢や希望を持ち続けて主体的に生きていくためには、愛情をもって大切に育てられなければなりません。

子どもが、豊かな人間性、社会性を身につけ、自分らしく成長するためには、地域社会から適切な支援を受けるとともに、「児童の権利に関する条約」の考え方のとって、ひとりの人間として尊重されなければなりません。

鎌倉市は、豊かな自然に囲まれているとともに、歴史を今に伝えるものがたくさん残っており、子どもが、豊かに成長していくには、大変恵まれた環境にあります。

私たちは、鎌倉市の恵まれた環境を生かして、さらに子どもが大切にされ、育っていけるように、地域社会のすべての人がその役割を果たし、子どもを総合的に支援するため、この条例を制定します。

【説明】

前文は、この条例を制定するに当たっての基本的な認識や制定に向けた決意を明らかにするものです。

この条例は、「児童の権利に関する条約(※1)」の精神にのっとり、地域社会が子どもを一人の人間として尊重し、のびのび育つよう支援するために定めるものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 すべての子どもが大切にされ、のびのびと自分らしく安心して育つことができるように、子どもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者の責務や役割を明らかにし、子どもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、子どもの育つ環境を整えることを目的とする。

【説明】

この条例の目的を定めています。子どもが一人の人間として人格を認められ、自分らしくのびのびと育つために、子ども・子育てにかかわる方々の役割等を定めて、環

境を整えていきます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護・養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設の関係者 保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他子どもが通所し、通園し、通学又は入所することにより学び、育ち、又は支援を受けることを目的とする施設の設置者、管理者、職員等をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

【説明】

この条例でいう用語の定義を定めています。

- ・(1)「子ども」及び(2)「保護者」については、「子ども・子育て支援法(※2)」の定義に合わせています。他の法令に規定する「子ども」の定義を妨げるものではありません。
- ・(3)「地域住民等」は、いわゆる「市民」や「在勤・在学者」のことですが、子どもに身近な人たちという考え方で「地域住民等」と定義しています。
- ・(4)「育ち学ぶ施設の関係者」について、「支援を受けることを目的とする施設」とは、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センターなどの児童福祉施設等を指しています。
- ・(5)「事業者」は、市内の企業や、社会福祉法人、市民活動団体などの団体とそこで活動する人を指しています。

(基本理念)

第3条 この条例において、子どもへの支援は、次の各号に掲げる基本理念に基づくものとする。

- (1) 子どもが、障害の有無、性別、経済状況、家族のかたち等にかかわらず、差別、体罰、いじめなどを受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、子どもが一人の人間として尊重されること。
- (2) 子どもが、心身の健やかな成長を妨げられることがないよう、子どもの最善の利益を追求し、児童虐待を受けることがなく、安心して生きていくことができる環境が整えられること。
- (3) 子どもが、成長の段階に応じた学びや生活の支援を受けることで、社会で生活する能力を身に付けられること。又、子どもが、何を思い感じながら行動、活動しているのか理解され、一人ひとりの個性や可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。

(4) 子どもへの支援は、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。

【説明】

この条例の基本的な理念を示しています。

- ・(1) 障害や性別、貧困、ひとり親家庭などの家庭状況の他、国籍、宗教、言語など様々な要因から、差別、体罰、いじめなど、肉体的・精神的な苦痛を受けることがなく、安心して一人の人間として尊重されることを規定しています。
- ・(2) 「子どもの最善の利益」とは、子どもが成長していく過程で、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えることであり、児童虐待など肉体的・精神的な苦痛を受けることなく安心して生活できる環境を整えるよう規定しています。
- ・(3) 成長段階にある子どもが、子ども・子育てに関わる方々から適切な支援を受けることで、子どもどうしや地域社会、又は成長して大人になったときの社会での生活力を身に付けられるように考えています。また、保護者をはじめ、周囲の方々が子どもの思いを受け止め、その行動や活動を理解して接することで、子ども一人ひとりが個性や可能性を伸ばすことができる環境を整えることを規定しています。
- ・(4) 子どもへの支援は、市だけでなく、すべての人がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに協力、連携して、切れ目なく継続して行うことを規定しています。

第2章 責務・役割

(市の責務)

第4条 市は、子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関等と連携し、子どもに関し、総合的に施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努め、支援体制を確保するよう努めるものとする。

3 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、有効な支援を行うよう努めるものとする。

4 市は、子どもに関する施策、事業及びさまざまな取組について、子どもの意見に耳を傾け、子どもが参加できるように努めるものとする。

5 市は、地域社会における子どもに関する課題は、関係機関等に対し情報を提供し共有すること等により、協働して解決に努めるものとする。この場合において、市は、個人情報の扱いについて、特に配慮しなければならない。

【説明】

子どもへの支援において、次のとおり市の責務を定めています。

この条例でいう「市」とは、市役所の各課等（教育委員会なども含みます）をい

います。

- ・ 1 市は、子どもを社会全体で健やかに育むために、国、県、他の地方公共団体、学校等育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等と連携して、総合的な旗振り役として、子どもへの支援の施策を行うことを規定しています。
- ・ 2 市は、子どもに関する施策を実施するために、必要な予算の確保、条例その他規定の整備、計画の策定等などを行い、支援体制を確保することを規定しています。
- ・ 3 この条例では、第5条から第8条にかけて、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者の役割を定めています。この条文が有効となるように市がそれぞれの役割を果たせるよう支援することを規定しています。
- ・ 4 子どもが権利の主体であるためには、子どもに関する政策や事業を立案するときは、当事者である子どもの意見を聞くことが大切であることから、このように規定しています。
- ・ 5 子どもに関する課題は、地域社会と共有して課題解決に努めることを規定しています。課題解決のためには子ども・子育てに関わる方々と子どもとの信頼関係が不可欠なため、個人情報の扱いには特に配慮する必要があることを明記しています。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、子どもの人格を尊重し、子どもの言葉、表情やしぐさなどから子どもの思いを理解し、子どもの成長及び発達に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、家庭が、子どもの人格形成における基本的な役割を有していることを認識するとともに、子どもが豊かな人間性、社会性を身につけて成長できるよう、よりよい家庭環境づくりに努めるものとする。

3 保護者は、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える等、子どもの利益を侵害する体罰や児童虐待を行ってはならない。

【説明】

子どもへの支援における、保護者の役割を規定しています。

- ・ 1 「児童の権利に関する条約」では、保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有するとし、保護者は児童の最善の利益を優先するものとしています。保護者は、単に子どもを養育するだけでなく、子どもの思いや考え、置かれている状況や、成長や発達の状況などを考えて養育に努める役割を担うことを規定しています。
- ・ 2 家庭環境が子どもの人格形成を養っていくうえで基本的な役割を果たしているといえます。保護者は、子どものためにできる範囲で、よりよい家庭環境を築くよう努めることを規定しています。
- ・ 3 「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法※3）」で、児童に対する

虐待の禁止が明確にされました。既に法律で子どもに対する虐待は禁止されていますが、この条例では、一步踏み込んで、子どもの利益を侵害する体罰の禁止についても明記しています。

(地域住民等の役割)

第6条 地域住民等は、子どもが社会の一員であり、地域の将来の担い手となることを認識し、地域社会が子どもの豊かな人間性、社会性を育む場となり、子育て家庭を包む子育ての場となるよう努めるものとする。

2 地域住民等は、子どもが安全でかつ安心して生活できる地域の環境づくりに努めるものとする。

3 地域住民等は、子どもの成長に関して、子どもと保護者に対する情報・知識の共有、交流・相談などの支援に努めるものとする。

【説明】

子どもへの支援における、地域住民等の役割を規定しています。「前文」にあるように、子どもをひとりの人間として認め、社会の一員として地域全体で育てていく意識を持つよう規定しています。子どもの育ちは、保護者だけでなく他者の力が必要な場合があります。地域住民等は、時には、見守り、協力し、情報共有する、相談するなど、子育て家庭の力となると考え、このように規定しています。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの成長、発達に応じ、子どもが主体的に学び、育つとともに、能力、可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援に努めるものとする。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが集団生活を通じ、豊かな人間性、社会性を身につけることができるよう支援に努めるものとする。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、差別、児童虐待、育児放棄、体罰、いじめなどから子どもを守るとともに、市及び関係機関等と連携し、子どもの安全及び安心を確保するよう努めるものとする。

【説明】

保育所、幼稚園、学校などの育ち学ぶ施設の関係者（設置者、管理者及び職員）は、子どもが主体的に学び、育つために大切な役割を持つことを認識し、その子どもが持っている能力、今は見えていない可能性についても見出すとともに、最大限に伸ばすことができるよう援助することを規定しています。

また、育ち学ぶ施設においては、家庭とは違った集団生活を経験する場であるということを十分認識して、育ち学ぶ施設での生活を通じて豊かな人間性や社会性を身に着けることができるよう努めるものとしています。育ち学ぶ施設はその特性上、子どもに対する指導・支援が常時行われる場であり、子どもと保育士、教員などの職員との信頼関係がとても重要です。育ち学ぶ施設の関係者は、教育・福祉の専門

職として子どもの成長と発達を積極的に促す立場にあることを自覚し、差別、児童虐待、育児放棄、体罰、いじめなどの子どもの健やかな成長を阻害する要因から子どもを守り、あらゆる場面において子どもの安全、安心を確保するよう努めることとします。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、雇用する従業員が子どもと接する時間を十分に確保し、仕事と子育てを両立できるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、地域社会の一員として、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び他の事業者が行う、子どもの健やかな成長のための取組に協力するよう努めるものとする。

【説明】

子どもの保護者が勤務する会社など事業所の経営者や管理監督者の役割を規定しています。

子どもの保護者である従業員が、養育及び発達についての第一義的な責任を果たせるように、ワーク・ライフ・バランスの確保に努めることを定めています。また、事業者は地域社会の一員であるため、地域と協力・連携して子育て支援に取り組むことに努めることを定めています。

第3章 すべての子どもへの支援

(子どもの育ちの支援)

第9条 市は、子どもが健やかに成長し学ぶために、安全で安心な環境づくりに取り組むとともに、社会の一員、担い手として自立するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、すべての子どもと保護者に対して、それぞれの環境や状況に応じ、子どもが安心して生活することができるために適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自分の存在と他人の存在の価値を等しく認めるとともに互いの人格を尊重し、それぞれが主体的に生きていくことができる環境を整えるよう努めるものとする。

【説明】

子育て支援に関する、市の基本的な姿勢を規定しています。

子どもが安全で安心できる環境を整えるとともに、子どもが自立していくための施策を実施するよう努めるものとします。また、すべての子どもが安心して生活できるよう、その環境や状況に応じた支援に取り組むことに努めることを決めました。

さらに、子どもの「自己肯定感」を高めるために、自分と他人の存在の価値を等しく認め、それぞれが主体的に生きる環境を整えるよう考えています。

(特別な支援が必要な子どもへの支援)

第 10 条 市は、特別な支援が必要な子どもが、健やかに成長し学ぶことができるよう、それぞれの状況に応じて、適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

【説明】

障害や、発達に課題があるなど、特別な支援が必要な子どもが、健やかに成長できるように、市はそれぞれの子どもが置かれている状況やライフステージに応じた一貫した継続的な支援を行います。

「特別な支援が必要な子ども」とは、障害や発達に課題がある子ども、児童虐待を受けている子ども、いじめを受けている子ども、貧困家庭や家庭環境に課題がある子ども等の子どもが健やかに成長する上で、何らかの支援が必要な子どものことをいいます。これら特別な支援が必要な子どもであっても、学校や地域の中で分け隔て無く、それぞれの違いを皆で認め尊重し合い、のびのびと自分らしく成長することは保障されるべきことであることから、子どもの状況に応じた支援施策を講ずるよう努めるものと規定しています。

(児童虐待への対応)

第 11 条 市は、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、児童虐待の未然防止・早期発見のために必要な対策を講ずるものとする。

2 市は、児童虐待を受けている子ども又はその疑いがある子どもに対して、一人ひとりに寄り添った迅速な対応を行うとともに、安全・安心の確保のために児童相談所、警察等関係機関との連携を強化するよう努めるものとする。

3 市は、児童虐待を受けている子ども又はその疑いがある子どもと、その保護者、家庭に対し、適切な対応及び支援を行い、子どもが安全・安心に生活できるよう努めるものとする。

【説明】

近年社会問題となっている、保護者による子どもへの虐待の未然防止・早期発見のため、市町村間の情報共有の徹底や学校保育所等との連携促進、健診未受診者、未就園児、不就学児等の把握などにより迅速に対応します。また、実際に児童虐待を受けている子どもに対しては、家庭の状況に応じて児童相談所、学校、医療機関、警察等の関係機関と綿密な連携を図りながら、保護者や家庭に対して適切な対応や支援を行うことを定めます。

(いじめへの対応)

第 12 条 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、いじめの未然防止・早期発見及び早期解決のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、いじめを受けている子ども又はその疑いがある子どもに対して、一人

ひとりに寄り添った迅速な対応を行い、直ちに解決を図るものとする。

3 市は、いじめを行った子どもに対して、家庭と連携し、要因や背景を把握して、適切な助言や支援を行うものとする。

【説明】

いじめに対しては、子どもが保護者や育ち学ぶ施設の関係者などに悩みを打ち明ける関係づくりや地域、家族をはじめ、大人たち全員が子どもたちを見守る中で、いじめの未然防止や早期発見につなげていきます。また、いじめがあることが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた子どもを最後まで守り通すという認識のもと、迅速に子どもの安全を確保します。

いじめの対応については、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども双方の保護者を支援し、家族との連携のもと、問題を解決していきます。

(差別等の防止)

第 13 条 市は、子どもが障害、国籍、性別その他、子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないように、互いの違いを認め尊重し合う社会の形成を目指し、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【説明】

憲法が保障する「基本的人権」を尊重し、児童の権利に関する条約における、子どもにとって大切な「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの原則にのっとり、あらゆる差別から子どもを守ることを規定しています。

(貧困を抱える家庭の子どもへの支援)

第 14 条 市は、貧困を抱える家庭の子どもが、自己肯定感、自尊感情を損なうことなく健やかに成長し学ぶことができ、その将来が生まれ育った環境に左右されることがないように必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【説明】

子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように様々な施策を講じることを規定しています。平成 29 年度に行った「鎌倉市子育て世帯の生活に関するアンケート調査」結果では、国の貧困線を下回る世帯のうち、ひとり親家庭世帯の割合は 44.7%であったことから、特にひとり親家庭等への教育の支援や経済的支援を講ずるよう努めます。

(不登校及びひきこもりに関する取組)

第 15 条 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する課題の解決のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【説明】

不登校（※）や長期間にわたり自宅や自室にひきこもり（※）、社会的な活動に参加しない子ども等に対して、家庭や関係機関等と連携して、子どもにとって最適な環境となるよう、課題の解決を図ることを規定しています。

（※）不登校とは、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、年間に30日以上欠席した児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校したくないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」と定義されています。

（※）ひきこもりとは、厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象と定義しています。

第4章 施策の推進

（子どもへの情報発信）

第16条 市は、子どもの地域社会への参加の促進を図るため、子どもに関する施策、取組等について、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信に努めるものとする。

【説明】

子どもの地域社会への参加が重要なため、子どもに関する施策や取組については、インターネットやSNSなども活用して、子どもにわかりやすい情報発信に努めるよう規定しています。

（子どもが意見を言える機会）

第17条 市は、子どもが、自由に意見や夢を気軽に言える機会、又は身近な大人や仲間が代弁できる機会を設けるものとする。この場合において、市は、秘密を守るなど、子どもの不利益にならないよう、特に配慮しなければならない。

2 市は、子どもが得た情報等について、市政への質問や意見表明などを行うことを支援するものとする。

3 市は、子どもが、市政に対して、夢や希望を言える機会を設けるものとする。

【説明】

子どもが自分の生活に関わる様々な場面で意見を表明し、参加することで子どもの健やかな成長を支えることができると考えています。子どもが自由に意見や夢を言える機会、言いづらいことを代弁できる機会を設けることを規定しています。

また、自由に意見を言ったことで、その子どもに不利益が生じないよう特に配慮することを明記しています。

鎌倉市では、子ども議会を開催し、市政への質問や意見表明などを行う場を設けています。また、気軽に自由な意見などを市に届ける仕組みとして、「わたしの提案」の子ども版を小中学校・子ども会館・子どもの家に設置していますが、さらに子どもが参加し、自由に意見や夢を言える場づくりに努めることを規定しています。

(子どもの居場所の確保)

第18条 市は、子どもが自分らしく遊び、休息し、集い、安心して人間関係を作りあうことができる居場所の確保及び充実に努めるものとする。

【説明】

子どもが家庭の他にも、自分らしく遊ぶことができ、安心してほっとできる居心地の良い場所を持つとともに、何でも相談できる人との関りを築くことはとても大切であると考えます。子どもを孤立から守り、その成長を見守り、支援する「居場所」を作り出す取組が求められており、市は、行政施設だけではなく、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者、事業者と協力して、子どもに寄り添い、子どもをつないでいく、居場所の確保及び充実に努めるものと決めました。また、子どもの豊かな感性や情操を育てる観点から、施設整備のみならず、自然や異世代との触れ合いや交流の機会を提供していきます。

(多世代間交流の支援)

第19条 市は、それぞれの地域において、多世代間交流が図られることにより、子どもの育ちの支援となるよう、交流の啓発、支援に努めるものとする。

【説明】

子どもから親世代、祖父母世代まで、様々な世代が集い、それぞれの地域において多世代間の交流が行われることにより、子どもが参加する機会が創られ、子どもの社会参加の促進が図られます。また、多世代間の交流や地域とのふれあいにより、様々な経験をすることで子どもの育ちの支援にもつながるため、多世代間交流の支援に努めることを規定しています。

(相談体制の強化)

第20条 市は、子どもからの相談体制の充実を図るため、子どもが困りごとを安心して相談できるよう、関係機関と連携し、相談体制の強化に努めるものとする。

2 市は、保護者及び地域住民等からの子ども・子育てに関する相談について、関係機関と連携し、相談体制の強化に努めるものとする。

3 市は、保護者の離婚など、家庭の環境が大きく変わる場合において、子どもの利益ができる限り優先されるよう特に配慮して、その家庭の状況を把握して、

相談に応じるよう努めるものとする。

4 市は、子どもの困りごと相談に関する窓口などの情報の周知に努めるものとする。

【説明】

小中学校では、スクールカウンセラー等を設置し、相談体制を整えていますが、学校以外でも子どもが気軽に困りごとを相談できるように相談体制の強化に努めるとともに保護者や地域住民等からの子育ての相談や児童虐待やいじめ等の情報提供への対応など強化にも努めていくことを規定しています。また、保護者の離婚など家庭環境が大きく変わる場合などは、子どもが精神的に不安定になることが考えられるため、子どもの最善の利益を考え、その家庭の状況や、子どもの思いを理解し対応していきます。

相談窓口の利用方法などの案内については、インターネットやSNSなどを活用し、子どもに分かりやすく周知していきます。

(切れ目のない子育て支援)

第 21 条 市は、安心して子どもを生み育て子どもが健やかに成長し学ぶことができるよう、子どもの成長に合わせた、切れ目のない子育て支援施策を講ずるよう努めるものとする。

【説明】

子どもが健やかに成長していくには、妊娠期、子どもの乳児・幼児期、就学など、子どもが自立するまでの間、子どもの成長に合わせた適切かつ切れ目ない子ども・子育て支援が必要です。安心して子どもを生み育てられるよう、切れ目のない子育て支援施策の構築について規定しています。

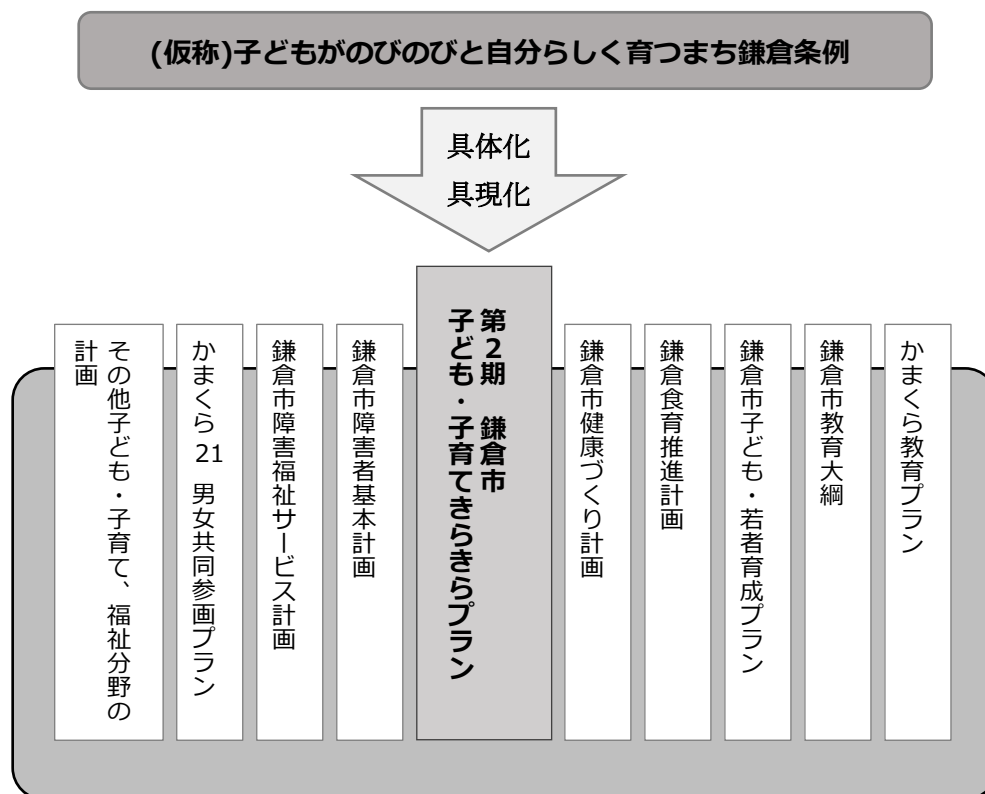
(本条例による施策の推進)

第 22 条 市は、本条例の施行により、子ども・子育てにかかわる者と地域社会が一体となり、子どもの育つ環境を整え、子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図るとともに、他の条例、鎌倉市教育大綱、その他計画等と相互に関連させ、総合的に子どもに関する施策の推進を図るものとする。

【説明】

この条例は、子どもを支援するための基本理念、子どもの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定め、他の条例や、「子ども・子育て支援事業計画（鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン）」、鎌倉市子ども・若者育成プランをはじめとする子ども・子育て支援に関する計画、鎌倉市における教育等の目標や方針を定めた「教育大綱」と関連させて、子ども・子育て施策を推進することを規定しています。

(仮称) 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例
他計画等との連携イメージ



(本条例の周知)

第23条 市は、子どもに対する総合的な支援の促進を図るため、子ども・子育てに係るすべての者に対し、本条例の理解を深めることに努めるものとする。

【説明】

子ども、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者、事業者など子ども・子育てに関わるすべての方々に本条例についての理解を深めていただき、子ども支援施策を推進していくために、様々な媒体を活用し周知していきます。

第5章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

この条例の施行に関し必要な事項を市長が規則や要綱等により別に定めることを規定しています。

付 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

※1 児童の権利に関する条約：

わが国をはじめ約 200 か国が批准している「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。子どもを権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利として「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を4つの原則としています。

※2 子ども・子育て支援法：

平成 27 年(2015 年)に施行された、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てを支援するための法律。

子ども・子育て支援法(抜粋)

(定義)

第 6 条 この法律において「子ども」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

※3 児童虐待の防止等に関する法律

児童虐待の防止等に関する法律(抜粋)

(目的)

第 1 条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。